

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年11月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000148号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000035号

第1 結論

昭和49年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年*月

私の国民年金の加入手続は、A市に転入した昭和49年*月*日から、婚姻届を提出した同年*月*日までの間に夫または夫の両親が行い、私は旧姓の年金手帳を受け取った。また、請求期間当時、すでに同居していた夫と夫の両親は国民年金保険料を納付しており、私の国民年金保険料は、夫または夫の両親と一緒に納付したと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)の前後の国民年金番号に係る任意加入被保険者の資格取得年月日により、昭和49年*月頃に行われたものと推認できるところ、国民年金被保険者名簿における請求者の氏名及び請求者が保有する年金手帳に記載されている氏名が、いずれも請求者の旧姓であることから、請求者が20歳に到達した日(昭和49年*月*日)から婚姻日(昭和49年*月*日)までの間に行われたものと推認できる。

また、請求期間は1か月と短期間であるとともに、請求期間の翌月から請求者が60歳に到達する日の前月までの国民年金加入期間(479か月)については国民年金保険料を全て納付している上、請求者は、夫または夫の両親が請求者の国民年金の加入手続を行ったと思う旨陳述しているところ、請求者の夫は40年、義父は約24年、義母は約22年に渡り、保険料を納付していることから、請求者、請求者の夫及び夫の両親の年金への関心は極めて高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000027号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000075号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年9月1日、喪失年月日を平成27年2月25日に訂正し、平成25年9月から平成27年1月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

平成25年9月1日から平成27年2月25日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年9月1日から平成27年2月25日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年9月1日から平成27年2月25日まで

請求期間においてA社に勤務したが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された請求者に係る給与明細書により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された請求者に係る賃金台帳、給与明細書、給与支払報告書(個人別明細書)及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに日本年金機構の回答から判断すると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は14万2,000円であり、請求期間のうち平成26年9月1日から平成27年2月25日までの期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は15万円であることが認められる。

さらに、上記賃金台帳により、請求期間において標準報酬月額14万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準報酬月額の設定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失に係る届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年10月1日に年金事務所に対し提出しており、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年9月1日から平成27年2月25日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000250号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000036号

第1 結論

平成6年*月及び平成7年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年*月及び平成7年*月

私は平成9年*月に会社に入社する際に、厚生年金の加入手続を要することとなったが、20歳から国民年金が未加入で保険料が未納となっていたことが発覚したので、親に相談した上で、未納期間の保険料を一括で払い終えた。

請求期間が未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成9年*月に会社に入社する際に、20歳から国民年金が未加入で保険料が未納となっていたことが発覚したので、未納期間の保険料を一括で納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者が20歳となった平成6年*月*日を被保険者資格の取得年月日として、平成9年*月*日に基礎年金番号が付番されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年*月頃に行われたと推認できる。

しかしながら、平成9年*月時点において、遡って納付することが可能な国民年金保険料は平成7年*月分以降の保険料であることから、オンライン記録により、請求者の同年*月から平成9年*月までの期間に係る国民年金保険料が、同年*月*日に一括で納付されていることが確認できるものの、請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。